

2025 年 12 月

会員各位

日本消化管学会
代表理事 永原 章仁

学会年会費改定と定款施行細則の改定手続きについて

拝啓 寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は学会の活動及び運営にご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本学会は設立以来、学術集会の開催、学会誌の刊行、会員向けの教育事業およびホームページ開設など広報活動や専門医・認定医制度の質的向上などの活動に取り組んできました。しかしながら、これらの諸活動の充実に伴って、財政需要が増大し厳しい学会財政となっております。

そのため、2025年12月8日開催の理事会にて、学会会計の健全化を目的に、2026年度（2026年1月1日）からの正会員会費値上げについて審議し、本件決議に至りました。しかしながら会費の変更については定款施行細則の改定を要し、定款施行細則の改定には代議員会総会での承認手続きを要します。そのため、会費改定後の請求時期については、2026年2月20日開催の代議員会総会時に定款施行細則の改定をご承認いただけた後となります。

会員各位にはご負担増となります、ご理解とご協力の程を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 年会費改定

正会員	改定前	改定後
・学生会員	3, 000円	→ 3, 000円 (現行まま)
・一般新規会員	10, 000円	→ 5, 000円
・一般継続会員	10, 000円	→ 12, 000円
・代議員	15, 000円	→ 17, 000円

*国際会員は、一般会員に準ずる

*会費の消費税は不課税

2. 会費改定の日程

- ・2026 年度(2026年1月1日～12月31日)会費から (2026年2月末 請求予定)

以上

2026年度会費請求時期のご案内

【クレジットカード・コンビニ決済・銀行振込の場合】

2026年2月28日以降マイページ上で請求開始予定

※2026年度新入会員 (2026年1月1日以降入会申請) を含め、2026年度会費は、2026年2月20日開催の代議員会総会時にて定款施行細則の改定をご承認いただけた後、2026年2月28日以降メールにてご案内申し上げます。メールをご確認後、会員皆様のマイページからお手続きをお願い申し上げます。

【口座引落をご利用の場合】

引落日：2026年3月27日

※対象者へは別途ご案内申し上げます。

例年2月末引落としておりますが、手続きの都合上2026年度のみ3月末とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【備考】

- ・定款細則第12章第25条に定める正会員の年会費は課税対象外です。
- ・2026年度会費として改定前価格を納入済の場合、差額分を請求いたします。

以上